

法人県民税の法人税割における超過課税について

岐 阜 県

岐阜県では、昭和51年2月1日から令和3年1月31日までの間に終了する各事業年度分及び各計算期間分（清算中の法人にあっては、同期間内に解散した場合）の特例措置として、法人県民税の法人税割において超過課税を実施しています。

この超過課税制度は、法人税割の納税義務者である法人等が一定の要件を満たす場合に、条例において定められた超過税率（地方税法上の標準税率を超える税率）によってその課税を行うものですが、具体的には下記のとおり税率が適用されることとなりますので、申告に当たってはご注意ください。よろしくお願いいたします。

法 人 等 の 区 分	法人税割の税率	
	平成26年10月1日から 令和元年9月30日まで の間に開始する事業年度	令和元年10月1日 以降に開始する事 業年度
○ 資本金の額又は出資金の額（※1）が1億円を超える法人 ○ 保険業法に規定する相互会社 ○ 法人税割の課税標準となる法人税額が年1千万円（※2）を超える法人等	4.0%	1.8%
○ 上記以外の法人等	3.2%	1.0%

※1 資本金の額又は出資金の額は、次の表に定める日現在における金額によります。

申告区分	基 準 日
確定申告	各事業年度又は各計算期間の末日
清算予納申告（※3）	各事業年度の末日
清算確定申告（※3）	残余財産が確定した日
中間申告	各事業年度又は各計算期間の開始の日から6月を経過した日の前日

※2 2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、法人税割の課税標準となる法人税額を関係都道府県に分割する前の額によって判定します。

また、課税標準の算定期間が1年に満たない場合には、「年1千万円」の額を次の算式によって算出した額に読み替えます。

$$1 \text{ 千万円} \times \frac{\text{課税標準の算定期間月数}}{12}$$

月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

※3 平成22年9月30日以前に解散した法人に限ります。

超過課税による増収分につきましては、少子化対策の推進及び社会福祉の充実並びに教育の振興を図るための財源として活用しています。

◎お問い合わせ先◎

岐阜県税事務所	法人事業税第1係・第2係	(058) 214-6874	内線 2739~2741
西濃県税事務所	事業税係	(0584) 73-1111	内線 251・253
中濃県税事務所	事業税係	(0575) 33-4011	内線 282・283
東濃県税事務所	事業税係	(0572) 23-1111	内線 244・245
飛騨県税事務所	事業税係	(0577) 33-1111	内線 288・289